

3－1 調査項目選定基準

調査項目は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和46年9月23日 厚生省令第35号 最終改訂：平成21年11月10日 環境省令第11号）第11条の2の規定により、当該廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる（廃棄物処理施設の運転並びに当該施設に係る廃棄物の搬出入及び保管に伴うもの）大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれのあるものとする。

具体的には、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成18年9月。以下、「調査指針」という。）の施設ごとの調査項目を参考にして選定する（表3-1-1～表3-1-2参照）。

この「調査指針」には、調査事項や具体的な項目の選定方法及び調査の標準的な方法が示されている。また、調査において配慮すべき点についても述べられており、地域の生活環境の保全が適正に配慮されているかの判断や、その事業に応じた適正で合理的な調査方法ができるようになっている。また、国が作成した指針であることから調査項目の選定基準に用いるのに最も適していると判断し、調査項目選定後に行う現況把握、予測、分析方法等も「調査指針」を参考に実施する。

表3-1-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目(最終処分場:管理型)

調査事項		生活環境影響要因 生活環境影響調査項目	施設からの浸透水の流出、または浸出液処理設備からの処理水の放流	最終処分場の存在	施設(浸出液処理設備)の稼働	埋立作業	施設(埋立地)からの悪臭の発生	廃棄物運搬車両の走行
大気環境	大気質	粉じん				○		
		二酸化窒素 (NO ₂)						○
		浮遊粒子状物質 (SPM)						○
	騒音振動	騒音レベル			○	○		○
		振動レベル			○	○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数(臭気濃度)					○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)	○					
		化学的酸素要求量 (COD) 注1)	○					
		全りん (T-P) 注2)	○					
		全窒素 (T-N)	○					
		ダイオキシン類	○					
		浮遊物質 (SS)	○					
		その他必要な項目 注3)	○					
	地下水	地下水の流れ		○				

注1) 化学的酸素要求量 (COD) を含む浸出液処理水を、湖沼、海域を含む調査対象地域の水域に放流する場合、又はCODを含む浸透水が湖沼、海域を含む調査対象地域の水域に放流される場合には、CODを調査項目として取り上げる。

2) 全りん (T-P) 及び全窒素 (T-N) を含む浸出液処理水を、湖沼、海域を含む調査対象地域の水域に放流し、かつ当該水域に環境基準もしくは排水規制が実施されている場合には、全りん (T-P) 及び全窒素 (T-N) を調査項目として取り上げる。

3) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性を考慮して、影響が予測される項目である。水道水質基準項目及び環境基準の健康項目があげられる。

- ・大気質については、埋立作業及び廃棄物運搬車両の走行による粉じん等の影響があげられる。影響が想定される周辺地域に人家等が存在する場合に調査の対象とする。
- ・騒音及び振動については、埋立作業時の機械稼働、施設(浸出液処理設備)の稼働及び廃棄物運搬車両の走行による影響があげられる。埋立作業及び施設の稼働については、騒音及び振動が相当程度変化する地域に人家等が存在する場合に調査の対象とする。また廃棄物運搬車両については、交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道に人家等が存在する場合に調査の対象とする。
- ・悪臭については、施設(埋立地)からの発生による影響があげられる。影響が想定される周辺地域に人家等が存在する場合に調査の対象とする。
- ・水質については、施設(埋立地)からの浸透水の流出による影響、または施設(浸出液処理設備)からの放流水による影響があげられる。ただし、放流水の影響について、処理水を下水道へ放流するなど、公共用水域への排水を行わない場合には、放流水による水質汚濁の影響は、調査事項から除くことができる。
- ・地下水については、最終処分場の存在による地下水の水位、流動状況の変化、それに伴う利水面等への影響があげられる。地形・地質、水象等の特性及び地下水の利用状況を踏まえて、地下水の流れに係る影響を受けるおそれがある場合に対象とする。
- ・施設の構造または処理される廃棄物の種類及び性状により影響の発生が想定されない場合等については、調査を行うことを要しないが、その場合は、調査を行わなかった生活環境影響調査項目及び調査を行う必要がないと判断した理由を記載する。

出典)「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成18年9月)

表3-1-2 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目(破碎・選別施設)

調査事項		生活環境影響調査項目	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
大気環境	大気質	粉じん		○		
		二酸化窒素(NO ₂)				○
		浮遊粒子状物質(SPM)				○
	騒音	騒音レベル		○		○
	振動	振動レベル		○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数(臭気濃度)			○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量(BOD) または化学的酸素要求量(COD)	○			
		浮遊物質(SS)	○			
		その他必要な項目 注)	○			

注) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。たとえば、全窒素(T-N)、全リン(T-P)(T-N、T-Pを含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合)等があげられる。

- ・大気質については、施設の稼働(廃棄物の積み降ろし、分別、破碎・選別等)による粉じんの影響及び廃棄物運搬車両による排ガスの影響があげられる。粉じんについては、影響が想定される周辺地域に人家等が存在する場合に対象とする。廃棄物運搬車両については、交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道に人家等が存在する場合に調査の対象とする。
- ・騒音及び振動については、施設の稼働による影響及び廃棄物運搬車両による影響があげられる。施設の稼働については、騒音及び振動が相当程度変化する地域に人家等が存在する場合に対象とする。廃棄物運搬車両については、交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道に人家等が存在する場合に対象とする。
- ・悪臭については、施設からの漏洩による影響があげられる。影響が想定される周辺地域に人家等が存在する場合に対象とする。
- ・水質については、施設排水による影響があげられる。施設排水を下水道へ放流するなど、公共用水域への排出を行わない場合、または、ほとんど排水しない場合には除くことができる。
- ・施設の構造または処理される廃棄物の種類及び性状により影響の発生が想定されない場合等については、調査を行うことを要しないが、その場合は、調査を行わなかった生活環境影響調査項目及び調査を行う必要がないと判断した理由を記載する。

出典)「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成18年9月)

3-2 調査項目の選定

現況把握、予測及び影響の分析を行う項目（生活環境影響調査項目）として選定した項目及びその理由を表3-2-1～表3-2-2に示す。

表3-2-1 選定した調査項目及びその理由(最終処分場:管理型)

調査事項		影響要因	調査項目	選定した理由
大気環境	大気質	埋立作業	粉じん 石綿	埋立作業に伴う周辺的生活環境への影響が考えられるため、現況把握、予測、影響の分析を行う項目とする。
		廃棄物運搬車両の走行	二酸化窒素(NO ₂) 浮遊粒子状物質(SPM)	廃棄物運搬車両の走行による周辺的生活環境への影響が考えられるため、現況把握、予測、影響の分析を行う項目とする。
	騒音	埋立作業、施設の稼働	騒音レベル	埋立作業、浸出水処理施設の稼働に伴う周辺的生活環境への影響が考えられるため、現況把握、予測、影響の分析を行う項目とする。
		廃棄物運搬車両の走行	騒音レベル	廃棄物運搬車両の走行による周辺的生活環境への影響が考えられるため、現況把握、予測、影響の分析を行う項目とする。
	振動	埋立作業、施設の稼働	振動レベル	埋立作業、浸出水処理施設の稼働に伴う周辺的生活環境への影響が考えられるため、現況把握、予測、影響の分析を行う項目とする。
		廃棄物運搬車両の走行	振動レベル	廃棄物運搬車両の走行による周辺的生活環境への影響が考えられるため、現況把握、予測、影響の分析を行う項目とする。
	悪臭	施設(埋立地)からの悪臭の発生	臭気指数 特定悪臭物質濃度注)	埋立地からの悪臭による周辺的生活環境への影響が考えられるため、現況把握、予測、影響の分析を行う項目とする。
	水質	施設からの浸透水の流出、又は浸出液処理設備からの処理水の放流	生物化学的酸素要求量(BOD) 全りん、全窒素、ダイオキシン類、浮遊物質(SS)、その他必要な項目	浸出水処理施設からの処理水の放流による周辺的生活環境への影響が考えられるため、現況把握、予測、影響の分析を行う項目とする。
水環境	地下水	最終処分場の存在	地下水の流れ	埋立地の存在による地下水の水位や流動状況等への影響が考えられるため、現況把握、予測、影響の分析を行う項目とする。

注) 悪臭の規制基準は、平成22年4月以前は「特定悪臭物質濃度」による規制、平成22年4月以降は「臭気指数」による規制となったため、調査項目は「特定悪臭物質濃度」及び「臭気指数」として調査を実施した。

表3-2-2 選定した調査項目及びその理由(破碎・選別施設)

調査事項		影響要因	調査項目	選定した理由
大 気 環 境	大気質	施設の稼働	粉じん	破碎処理施設の稼働から発生する粉じんによる周辺の生活環境への影響が考えられるため、現況把握、予測、影響の分析を行う項目とする。
		廃棄物運搬車両の走行	二酸化窒素 (NO ₂) 浮遊粒子状物質 (SPM)	廃棄物運搬車両の走行による周辺の生活環境への影響が考えられるため、現況把握、予測、影響の分析を行う項目とする。
	騒音	施設の稼働	騒音レベル	破碎処理施設の稼働による周辺の生活環境への影響が考えられるため、現況把握、予測、影響の分析を行う項目とする。
		廃棄物運搬車両の走行	騒音レベル	廃棄物運搬車両の走行による周辺の生活環境への影響が考えられるため、現況把握、予測、影響の分析を行う項目とする。
	振動	施設の稼働	振動レベル	破碎処理施設の稼働による周辺の生活環境への影響が考えられるため、現況把握、予測、影響の分析を行う項目とする。
		廃棄物運搬車両の走行	振動レベル	廃棄物運搬車両の走行による周辺の生活環境への影響が考えられるため、現況把握、予測、影響の分析を行う項目とする。
	悪臭	施設からの悪臭の漏洩	臭気指数 特定悪臭物質濃度 (注)	破碎処理施設からの悪臭の漏洩による周辺の生活環境への影響が考えられるため、現況把握、予測、影響の分析を行う項目とする。

注) 悪臭の規制基準は、平成22年4月以前は「特定悪臭物質濃度」による規制、平成22年4月以降は「臭気指数」による規制となったため、調査項目は「特定悪臭物質濃度」及び「臭気指数」として調査を実施した。

3-3 選定しなかった調査項目及びその理由

破碎・選別施設で選定しなかった調査項目及びその理由を表3-3-1に示す。

表3-3-1 選定しなかった調査項目及びその理由(破碎・選別施設)

調査事項		影響要因	調査項目	選定しなかった理由
水環境	水質	施設排水の排出	生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質量(SS)、その他必要な項目	施設排水の排出はなく、公共水域への影響は考えられないため、現況把握、予測、影響の分析を行う項目としない。